

「平塚・大磯・二宮ブロックごみ処理広域化実施計画(案)」に対するご意見の内容及び1市2町ごみ処理広域化推進会議の考え方

発生抑制・分別・減量・資源化に関すること

意見の要旨	1市2町の考え方
3Rに1R(リフューズ)を加え、特に排出抑制の推進と製造者責任を明確にし、実施計画書に反映すること。	3R(Reduce, Reuse, Recycle)のリデュース(Reduce)には、リフューズ(不要なものを断る)の意味や事業者の発生抑制への取組みを推進することが含まれていると理解しています。実施計画の用語解説に追記します。実施計画では広域化の基本方針として3Rの推進をまず第1に掲げています。今後広域でごみ処理を行っていく際には、施設整備と並行して、各市町がこれら基本方針に則った取組みを行っていくこととしています。
燃やすごみを減らすことに最大の注力をすべきである。	同様 1件 住民や事業者に対する発生抑制の啓発と共に、可燃ごみ中の5割以上を占める厨芥類、1割近くを占める剪定枝の資源化を行うことで、可燃ごみの削減を図る計画としています。
可燃ごみ量と焼却量、資源化量の合計量が合致しないのは各施設から発生する残渣等があるためと思われるので、各ごみに対する割合の設定値を示すべきである。	同様 1件 各施設からの残渣等については実績や推計に基づき、計算しております。
事業系ごみは、平成27年度以降同程度で推移しているが、事業系ごみについても排出抑制の目標を定めるべきである。	事業系ごみと家庭系ごみ合わせて平成27年度までに平成21年度の5%削減を目標としています。平成27年度以降については、目標達成された排出量を維持することとしています。
CO2排出量については、使い捨ての生活スタイルを改め、プラスチック類の物を買わない、売らないようにしようという取組みをすることである。	ご意見のとおり、住民一人ひとりが、循環型社会の構築と地球温暖化防止に配慮した生活スタイルへの転換が求められます。ごみ処理の広域化にかかわらず、基本的事項として周知に努めます。
27年度から人口減の予測というのに可燃ごみはあまり減少予測になっていないのはなぜか。	減量化目標として平成27年度までに平成21年度の5%削減することとしています。平成27年度以降については、減量を推進していきますが、目標達成された一人1日あたりの排出量を維持することとしています。
廃食用油は平塚だけの取組みとなっていますが、大磯でも取り組んでほしい。	廃食用油の資源化は、各市町で取り組むこととしております。
減量化目標として5%削減としているが、具体的に何gか示すべきである。また、目標値として少ないと考えるがどうか。	減量化の目標は平成21年度の1人1日当たり排出量960gに対し、平成27年度には912gに減量することとしております。その後は人口の減少によりごみの総排出量は徐々に減少します。また、減量化目標の5%削減については達成すべき最低限の目標と考えております。
3Rや減量、環境や健康に負荷を与えない処理方法を進めるため、もっと市民と向き合うべきである。	基本方針のとおり循環型社会形成を目指した3Rを推進し、環境に配慮した安心で安全な施設整備に努めていきます。

広域化に関すること

意見の要旨	1市2町の考え方
個々の自治体で取り組むより、みんなで協力し合いながらできることはする広域化には賛成である。	ご意見のとおり、広域化は必要不可欠と考えております。
事務委託方式を採用するとあるが、どの事務をどの市町に委託するのか分担内容を詳細に明記すべきである。	受託、委託市町が分かるように記述を追加します。
事務委託方式のデメリット(施設建設や維持管理運営を受託自治体が全て負い負担大、委託側自治体は関与不可)を補完する仕組みが不十分である。	費用負担についてはごみ量や人口に応じて公平な負担をしていきます。また、連絡会議や1市2町ごみ処理広域化推進会議によりその他のデメリットを補完していきます。
1市2町になることについて、ごみ量増加、通行車両増加で地域住民には全くメリットがない。	焼却ごみ量は、1市1町の計画量を超えないように計画しているとともに、資源化施設の整備により削減に努めます。また、搬入車両は積替え等を行い、極力、通行車両の削減に努めます。

有料化に関すること

意見の要旨	1市2町の考え方
家庭系ごみの有料化は具体案も示されてなく意見の出しようがない。	減量化目標の達成状況等を確認しながら、今後、慎重に検討を進めていきます。

計画期間に関すること

意見の要旨	1市2町の考え方
必要に応じて見直しをするとあるが、見直しは定期的に行うべきである。	今後の社会経済情勢やごみ処理技術の変化を踏まえ必要に応じて見直します。

将来予測に関すること

意見の要旨	1市2町の考え方
人口推計は、1市2町で算出根拠がそれぞれ異なっており、三自治体が統一すべきである。	人口の変動は市町によって異なるため、市町の状況に合わせて推計いたしました。

施設計画(全般)に関すること

意見の要旨	1市2町の考え方
基本方針3では「環境に配慮した安心で安全かつ地球環境に優しい施設整備」とあるが、安心・安全な施設とは具体的にどのようなことを計画しているのか。	実施計画に掲げる基本方針に沿って、確実かつ高度な環境保全対策を施すなど周辺環境に十分配慮した施設とします。具体的な施設整備の計画は、今後策定していきます。
設置する施設については、要否、規模・内容を十分説明し、住民が納得できる計画とすること。	わかりやすい説明に努めます。
不要な施設は建設しない、新施設の建設は最低限とすべきである。	適正な施設配置及び施設運営をすることとしていきます。
健康不安を残す施設、無理な財政負担となる施設設置は見直すべきである。	施設整備にあたっては、基本方針のとおり、万全な環境保全対策や定期的なモニタリング、結果の公表などに努めます。
補助がでるからといって施設整備に多額を費やすのではなく、なるべく抑える方針で予算を立てるべきである。	施設整備については減量化、資源化を推進しながら、適正な施設整備、施設規模を検討していきます。
厨芥類資源化施設や剪定枝資源化施設はどのように施設規模を決めているのか。	厨芥類資源化施設は、実施計画(案)の56頁に、剪定枝資源化施設は、実施計画(案)の60頁に施設規模の算定方法を示しております。いずれも、減量目標が達成された場合の発生量を基準として算出しています。
厨芥類や剪定枝の施設の設置は資源化の点では推進すべきだが、一方で可燃ごみが減少し、受注者に何らかの金額を支払うことになるため、それを考慮しても、建設する意義を明確にすべきである。	施設整備については減量化、資源化を推進しながら、適正な施設整備、施設規模を検討していきます。

施設整備(高効率ごみ発電施設)に関すること

意見の要旨		1市2町の考え方
表17では平成25年度の可燃ごみ量は合計78,900トンで計画処理量(84,388t/年)を下回っているため、剪定枝資源化施設が稼働しなくても可燃ごみの全量処理は可能ではないか。		高効率ごみ発電施設(焼却施設)では、収集した可燃ごみ以外に不燃ごみ・粗大ごみの中間処理により発生する可燃残渣、し尿処理施設から発生する汚泥も処理します。資源化施設が稼働しなければ1市2町の可燃ごみ全量を処理することは困難な状況です。
搬入路について、道路が狭く、小中学生の通学路でもあり危険性が大きい。地元の負担軽減を図るような施策が必要である。	同様 2件	搬入路については別途対応していきますが、地元の負担軽減や安全に十分配慮してまいります。
高効率ごみ発電施設(焼却施設)の維持管理は既に契約をしているが、焼却物の熱量や維持管理経費等の内容に問題が多くある。	同様 3件	高効率ごみ発電施設の契約内容については実施計画(案)に関するご意見ではないので回答は控えさせていただきます。
高効率ごみ発電施設は既に建設中であるので、ごみ発電量、自家消費量、売電量等を文中に明記すべきである。		高効率ごみ発電施設の建設は個別計画のため、実施計画には記載いたしません。
焼却炉に関して、契約概要(業者名、契約内容、運営時の市民の追加負担の可能性)を記述すべきである。		高効率ごみ発電施設の契約概要については実施計画に直接関係するものではないので記述する予定はありません。

施設整備(厨芥類資源化施設)に関すること

意見の要旨		1市2町の考え方
厨芥類資源化施設(中継機能を含む)は安定的稼働や費用対効果に疑問がある。費用対効果も重視し、必要性を検討すべきである。	同様 3件	厨芥類の資源化については、平成24年度中に技術動向や導入事例を踏まえて、必要性や費用対効果、処理規模、分別方法、処理方式等について検討をしていきます。
厨芥類資源化施設は機械選別ではなく分別収集にするべきである。まずは事業系可燃ごみの分別収集から始めてはどうか。	同様 3件	厨芥類の資源化については、平成24年度中に技術動向や導入事例を踏まえて、必要性や費用対効果、処理規模、分別方法、処理方式等について検討をしていきます。
厨芥類資源化施設を可燃ごみ全体の8.8%を処理するために整備するのは無駄であり、削減目標に8.8%上乗せして、排出抑制に取り組むべきである。		厨芥類の資源化については、平成24年度中に技術動向や導入事例を踏まえて、必要性や費用対効果、処理規模、分別方法、処理方式等について検討をしていきます。
堆肥化についても、十分有効な成果が得られている。堆肥化が最も経費のかからない処理方式なので、行政が積極的に働きかけ、率先して行うべきである。		厨芥類の資源化については、平成24年度中に技術動向や導入事例を踏まえて、必要性や費用対効果、処理規模、分別方法、処理方式等について検討をしていきます。
厨芥類資源化については、「MRM亜臨界水処理装置」や「EEN方式」など安価で効率も良いと思われる方式が開発されているため、検討すべきである。		厨芥類の資源化については、平成24年度中に技術動向や導入事例を踏まえて、必要性や費用対効果、処理規模、分別方法、処理方式等について検討をしていきます。

施設整備(リサイクルセンター)に関すること

意見の要旨		1市2町の考え方
リサイクルセンターはプラスチックの圧縮・梱包などの中間処理を行う施設だが、プラスチックの圧縮・梱包施設を伴わない処理方法を検討すべきである。		プラスチックごみを資源として再利用する施設へ運搬するためには、圧縮・梱包施設は必要不可欠です。施設整備にあたっては、基本方針のとおり安心して安全な施設整備に努めます。

施設整備(不燃物処理施設)に関すること

意見の要旨		1市2町の考え方
二宮町に不燃物処理施設を作る計画だが、総面積9平方kmの小さな町に受け入れるのは無理な計画である。		施設配置については公平な役割分担の観点から配置計画をしております。
「不燃物処理施設」の設置時期を明確にするべきである。	同様 1件	平塚市の既存最終処分場の状況を確認しながら、整備時期、処理方法等について検討していきます。

施設整備(剪定枝資源化施設)に関すること

意見の要旨		1市2町の考え方
剪定枝資源化施設の施設規模は年収集量4,029トンとすると1日18トンの処理能力は過大ではないか。		剪定枝処理施設の規模算定では、土日は稼働しない前提で年間260日稼働として計画をしています。また、搬入量の季節変動を考慮して、年間平均に15%上乗せして算定しています。
剪定枝の資源化量は資源化率から決定しているが、剪定枝の総量は幾らと想定しているのか。		剪定枝の資源化量は、実績をもとに一人1日あたりの量を算出し、将来の予測人口に乘じて推計しています。収集量は平成27年度で4,029t/年と推計し、そのうちの95%の3,828t/年が資源化される計画です。
剪定枝資源化施設の運営状況はどのようにするのか。		剪定枝資源化施設に限らず、施設運営については民間事業者の活用を含め効率的な運営を図っていくこととしています。
剪定枝資源化施設の処理量は18t/日としているが、稼働時間は8時間なのか。状況によっては稼働時間延長も必要ではないか。		稼働時間については、今後施設整備計画の段階で検討していきます。
チップの搬出先の確保を最優先事項と考えるべきである。		施設整備計画と並行して検討していきます。

施設配置に関すること

意見の要旨		1市2町の考え方
「各市町で施設配置が偏らないような公平な施設分担を基本とする。」とあるが、これは行政の立場として公平な分担であり、住民の立場での公平とすべきである。		施設配置については、環境負荷の低減、住民への配慮等を考慮し、公平な施設分担を基本としています。

情報開示・市民参加に関すること

意見の要旨		1市2町の考え方
設置施設の運営内容を公開し、透明性を確保すること。		施設の管理運営については情報公開していきます。
連絡会議や推進会議は公開とし、傍聴を認めるべきである。	同様 2件	連絡会議は原則公開としており、傍聴も認めております。推進会議及び検討部会の議事録は情報公開により原則公開しております。
連絡会議の設置が書かれているが、連絡会議の構成、運営規則が書かれていないので実施計画案に明記すべきである。		実施計画には連絡会議の構成や運営規則を記述する予定はありません。

パブリックコメントに関すること

意見の要旨		1市2町の考え方
パブリックコメントの集め方や閲覧できる場所が限られ不誠実である。	同様 1件	パブリックコメントの方法については「平塚市パブリックコメント手続実施要領」に基づき実施しております。
パブリックコメントの説明会が開かれたが、説明会の周知が十分行われていない。	同様 2件	説明会の開催日時等については各市町の広報で周知しております。
前回のパブリックコメントで不明な点があきらかになっていない。		骨子案のご意見については5月26日より結果を公表しております。
意見を述べても反映されないパブコメに意味はなく、住民ときちんと話し合って正しい廃棄物政策を進めるべきである。		いただいたご意見は実施計画策定時に参考としております。

その他

意見の要旨		1市2町の考え方
表14は、字があまりに細かすぎ、このような大きい表は2ページを使って表示すべきである。		ご指摘のとおりと考え、修正いたします。
大きな箱物を多額の予算をかけてつくる広域でのごみ処理場は明らかに時代に逆行している。		広域化することで施設の集約化による施設整備費、維持管理費等の軽減や環境負荷の削減に効果があることから広域化は必要不可欠と考えます。
震災による廃棄物処理の混迷を受け、「すべての資源化」という見通しが崩れることが心配です。排出量の推計はまめに数字を公表してほしい。		実施計画の見直しに合わせて排出量の推計も見直していきます。
実施計画策定にかかる経費は、二宮町がすべて負担すべきである。	同様 1件	本実施計画策定に係る費用につきましては、二宮町が負担しています。
現在、二宮町で建設中の積替施設を広域化施設として大磯町の一部でも利用できないか。		二宮町の積替施設は広域化施設として利用することは検討しておりません。
「1億円以上の契約を行う場合は議会開催の2週間前に契約書(案)を公表し、議会の承認を得るものとする」と明記すべきである。		各市町の契約事項については地方自治法や条例等を遵守していきます。実施計画に記載する事項ではありません。
工事着手直後に1市2町のごみを焼却する計画には納得できないので工事をストップして地域住民と話し合いをするべきである。		ご要望として承り、別途対応していきます。
1市2町になることについて地域住民との話し合いが不可欠である。		ご要望として承り、別途対応していきます。
平塚市は地元の合意書にある小学校移転、余熱施設、医療施設についての対応が不十分である。		ご要望として承り、別途対応していきます。
二宮町の不燃物処理施設とリサイクルセンターの設置場所は公表していないが、新設する場所はどこにも無いと思われる。処理施設場所はどこか、環境整備もふくめしっかり議論して決める必要がある。	同様 1件	二宮町内の施設設置場所については実施計画(案)に関するご意見ではないので別途、対応していきます。
平塚市は循環型社会形成推進交付金制度に基づき、地域計画を定めごみ処理広域化計画を進めている。循環型社会形成推進交付金制度そのものが違法な制度である。		実施計画(案)に関するご意見ではないので回答は控えさせていただきます。
平塚市は自治基本条例を定め、住民との協働を進めると宣言しているが、パフォーマンスにすぎないこのようなパブコメは自治基本条例違反である。		実施計画(案)に関するご意見ではないので回答は控えさせていただきます。
リスクコミュニケーションを実施し、廃棄物問題の啓発を図ったうえ意見集約をすべきである。		実施計画(案)に関するご意見ではないので回答は控えさせていただきます。
憲法は国際条約等の遵守を定めているが、アジェンダ21に定める汚染者負担の原則や拡大生産者責任、廃棄物の最小化などは考慮されておらず、現在の平塚市の廃棄物政策は憲法違反である。		実施計画(案)に関するご意見ではないので回答は控えさせていただきます。